

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局技術管理課
件名	土木・下水道積算システム運用業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社
契約金額	25,518,900円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、土木・下水道積算システムの運用業務であり、当該システムパッケージを開発し、著作権を有する業者でなければ保守・運用管理が不可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とすることとした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局技術管理課
件名	CALS/EC業務支援システム運用業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年3月17日
契約の相手方名	三菱電機株式会社 関越支社
契約金額	11,440,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、CALS/EC業務支援システムの運用業務であり、当該システムパッケージを開発し、著作権を有する業者でなければ保守・運用管理が不可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とすることとした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局技術管理課
件名	CADシステム運用業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	川田テクノシステム株式会社
契約金額	3,795,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、CADシステムの運用業務であり、当該ソフトウェアを開発し、著作権を有する業者でなければ保守・運用管理が不可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とすることとした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局土木部土木総務課
件名	令和5年度さいたま市道路交通情報収集提供業務
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年3月7日
契約の相手方名	公益財団法人日本道路交通情報センター
契約金額	5,700,200円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市より道路交通に関する情報を公益財団法人日本道路交通情報センター(通称JARTIC)へ提供し、交通規制等の情報をTV、ラジオ、HP等各種媒体により道路利用者等へ正確かつ迅速に広報するものである。日本道路交通情報センターは、国土交通省、都道府県、政令指定市及び高速道路会社並びに各県警本部と委託契約を結び、提供される道路交通情報を、一元管理し道路利用者に対して正確且つ迅速に提供している。全国の道路情報を一元的に扱い、道路利用者に認知されている企業等は他になく、市内外広く情報を提供する必要があるため、公益財団法人日本道路交通情報センターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局土木部道路環境課
件名	令和4年度道路照明灯管理台帳補正業務
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年1月30日
契約の相手方名	株式会社パスコ さいたま支店
契約金額	4,730,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、運用中である交通安全施設管理システム(市民局所管)を用いて、道路照明灯管理台帳の補正を実施するものである。本市のシステムは、契約業者が独自に開発したものであり、契約業者以外のものに履行させた場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特命随意契約締結とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局土木部道路環境課
件名	東北本線大宮操車場駅構内砂本郷跨線道路橋外2橋橋りょう点検業務
履行場所	さいたま市北区本郷町地内
契約締結日	令和5年2月22日
契約の相手方名	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社
契約金額	90,501,719円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、JR線上に架かる橋りょうの定期点検業務の委託であり、対象橋りょうが鉄道敷地内に位置しており、業務に際して運行列車に対する安全確保を最優先する必要があるため、他の業者に業務を依頼した場合、列車運行に著しい支障が生ずる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特命随意契約締結とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局土木部河川課
件名	水位情報システム保守運用業務(河R5)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	八千代エンジニアリング株式会社 関東センター
契約金額	9,724,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、運用中の水位情報システム(職員向け・市民向け)について、保守作業及びシステム運用作業を定期的に行うことによって、職員及び市民への適切な情報提供を維持することを目的としている。併せて、市民向け水位情報システムを稼働させるためのクラウドサービスを提供するものである。</p> <p>本市の水位情報システムは、八千代エンジニアリング株式会社が独自に開発したものであり、八千代エンジニアリング株式会社以外のものにプログラムの増設・追加・修正、データベースの修正等を履行させた場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じるおそれがあることから、随意契約による契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局建築部建築行政課
件名	さいたま市特定建築物等定期報告指導業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和5年3月23日
契約の相手方名	一般財団法人埼玉県建築安全協会
契約金額	支払限度額 (内訳) 10,940,000円 提出指示業務162円/1件 内容審査業務646円/1件
随意契約によること とした理由	<p>一般財団法人埼玉県建築安全協会は、定期報告対象建築物の管理者等に対する防災意識の啓発、調査者等の育成及び定期報告制度の普及などを目的として、昭和51年9月1日付けで公益法人として埼玉県知事の許可を受けて設立された法人である。県内における定期報告指導業務の実績を有する業者は上記業者のみであり、県内全ての特定行政庁(13行政庁)は上記業者に業務を委託している。</p> <p>また、定期報告指導業務は継続して行う業務であり、管理者等や調査者等と特定行政庁間の事務の円滑化(地域性・利便性)を考慮した結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局建築部住宅政策課
件名	さいたま市市営住宅管理システム運用技術支援業務
履行場所	さいたま市役所建設局建築部住宅政策課 外
契約締結日	令和5年3月17日
契約の相手方名	ミツイワ株式会社 関東営業部
契約金額	1,684,320円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、市営住宅管理システムが安定的に稼働するように障害対応や操作支援などの運用技術支援を行うものである。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その業務の性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方であるミツイワ株式会社は、当該システムの構築業者であり、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道財務課
件名	さいたま市下水道事業企業会計システムソフトウェア保守業務
履行場所	下水道財務課外
契約締結日	令和5年3月24日
契約の相手方名	株式会社ぎょうせい 関東支社
契約金額	1,782,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、ソフトウェアの保守運用業務であり、当該ソフトウェアの著作権を有したシステム開発者しか出来ない業務である。そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道維持管理課
件名	下水道設備台帳システム運用保守業務(下維-R5-P108)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年3月16日
契約の相手方名	パシフィックコンサルタンツ株式会社 埼玉事業所
契約金額	1,980,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、下水道設備台帳システムシステムの運用に伴う技術的な管理運用支援、障害等への対応等を行うものであり、当該システム開発者しか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道維持管理課
件名	下水道接続調査業務(下維-R5-D103)
履行場所	さいたま市域
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	一般財団法人埼玉水道サービス公社
契約金額	1,936,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、水道メーター検針時に、下水道使用料未賦課の確認ができた新築の建物について報告を受け、本来の普及指導対象者を明確にすることにより、効率的な普及指導を行う環境を整えることを目的としている。</p> <p>そのため、水道メーター検針業務をさいたま市水道局から受託しており、最新の下水道使用料賦課情報を保有している一般財団法人埼玉水道サービス公社と、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道維持管理課
件名	下水道台帳外システム運用保守業務(下維-R5-S801)
履行場所	下水道維持管理課外
契約締結日	令和5年3月28日
契約の相手方名	国際航業株式会社 埼玉支店
契約金額	3,157,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は下水道台帳システム、下水道維持管理システム、排水設備システム、水洗化システムの保守管理を行う業務である。</p> <p>この4つのシステムは、国際航業株式会社が独自に開発したシステムを導入しており、同社がソフトウェアの著作権を有するため、他の事業者では当システムの保守管理が不可能なことから、同システムに特化した知識を有し、システム構造などを熟知した国際航業株式会社と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道維持管理課
件名	下水処理センター脱水汚泥運搬業務(単契下維-R5-C101)
履行場所	さいたま市浦和区大原5丁目地内
契約締結日	令和5年3月17日
契約の相手方名	太平洋陸送株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 10,780,000円 汚泥運搬料6,800円/トン
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、下水処理センターにて下水を処理する過程で、発生する脱水汚泥を中間処理施設まで運搬する業務である。</p> <p>この業務を行うにあたり、運搬先が、別途契約する脱水汚泥中間処分業務の受託者である太平洋セメント株式会社が持つ処理施設であるため、その処理施設へ運搬可能な要件を満たした業者でなければ、汚泥の運搬・搬入が行えない。</p> <p>したがって、専用の汚泥運搬車両を所有し、発注する仕様書に記載された内容に準じて確実に運搬を行うことができる業者で、さいたま市に委託登録している業者は太平洋陸送株式会社1者のみであるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局下水道部下水道維持管理課
件名	下水処理センター脱水汚泥中間処分業務(単契下維-R5-C102)
履行場所	さいたま市浦和区大原5丁目地内
契約締結日	令和5年3月17日
契約の相手方名	太平洋セメント株式会社 環境事業部
契約金額	支払限度額 (内訳) 26,642,000円 汚泥処分料16,300円/トン
随意契約によること とした理由	<p>当センターから発生する脱水汚泥は、下水道資源の有効利用の促進の観点からセメント原料として再資源化を図っているため、処分業者はセメント原料化を行っている中間処分業者に限定される。このことから、埼玉県内に処分場を熊谷工場・日高工場2施設を有し、当センターの脱水汚泥のセメント原料化について、適正かつ確実に業務を履行している太平洋セメント株式会社環境事業部と、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所道路安全対策課
件名	見沼跨線道路橋補修検討業務
履行場所	さいたま市北区本郷町地内外
契約締結日	令和5年3月29日
契約の相手方名	JR東日本コンサルタンツ株式会社 さいたま営業センター
契約金額	14,740,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、JR東大宮操車場構内に位置する見沼跨線橋の補修検討業務である。当該橋梁は鉄道敷内に位置し、業務実施にあたっては、線路及び鉄道設備に対する安全確保、鉄道敷内における施工計画に精通したJRコンサルタンツ株式会社以外で行うことは不可能であるため、本業務について同社と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所道路建設課
件名	産業道路(天沼工区)電線共同溝に伴う引込管路等設備工事委託(電力)
履行場所	さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外
契約締結日	令和5年1月20日
契約の相手方名	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社
契約金額	53,237,858円
随意契約によること とした理由	<p>電線共同溝の引込管工事は、民地内の既設のケーブルや引込設備と密接に関係するため、当該業者が施工する新規引込設備工事と併せて施工する必要がある。また、配管や配線の敷設・接続計画は専門性が高く、使用する際に支障が生ずる恐れがあることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所道路維持課
件名	さいたま新都心駅東口駅前広場外警備業務
履行場所	さいたま市大宮区吉敷町4丁目地内外
契約締結日	令和5年3月23日
契約の相手方名	株式会社さいたまアリーナ
契約金額	4,160,200円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま新都心駅東口をカメラ及び巡回による警備を実施するものである。</p> <p>さいたま新都心整備事業により整備された駅周辺は、監視システムがさいたまスーパーアリーナ防災センターに設置され、他の施設と一元的に管理されている。</p> <p>そのため、当施設を管理している当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所下水道建設課
件名	下水道工事(北建-R3-2008)に伴う地盤変動検討業務(北建-R4-914)
履行場所	さいたま市大宮区三橋1丁目地内
契約締結日	令和5年1月25日
契約の相手方名	応用地質株式会社 東京事務所
契約金額	4,565,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、鴨川第3排水区下水道工事(北建-R3-2008)の掘削工事を施工中に発生した周辺地盤の沈下について、工事との因果関係の解明に向けた原因分析を行い、工事再開に向けた再発防止策の検討を行うことを目的とする業務である。</p> <p>施工箇所周辺の一部の地盤沈下により、市民生活に実害が生じていることから早期に原因究明をする必要があることや、原因究明や再発防止策の検討にあたり地盤や仮設設計、および薬液注入工等に関する高度な知識を必要とすることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定に基づき随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所下水道建設課
件名	下水道事業設計積算検討業務(北建-R4-915)
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年3月22日
契約の相手方名	株式会社シーエスエンジニアズ
契約金額	2,420,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、さいたま市下水道事業設計積算検討業務(北建-29-214)を基礎としているため、業務内容を熟知し、迅速かつ適切に業務が履行することができ、また資料収集等の必要がなく経費削減を図れることから、当該業者を特命とし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定より随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局北部建設事務所下水道建設課
件名	下水道工事(北建-R3-2008)に伴う地盤変動検討業務その2(北建-R4-916)
履行場所	さいたま市大宮区三橋1丁目地内
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	応用地質株式会社 東京事務所
契約金額	7,370,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、鴨川第3排水区下水道工事(北建-R3-2008)の掘削工事を施工中に発生した周辺地盤の沈下について、工事との因果関係の解明に向けた原因分析、および、工事再開に向けた再発防止策の検討にあたり必要となるシミュレーション解析を行う業務である。</p> <p>施工箇所周辺の一部の地盤沈下により、現在も市民生活に実害が生じていることから、迅速に原因究明及び再発防止策の対応をする必要がある。</p> <p>現在履行中の下水道工事(北建-R3-2008)に伴う地盤変動検討業務(北建-R4-914)と本業務は密接に関連する付帯的な業務であり、当該業務を履行中の当該業者が実施することにより、迅速且つ適切に業務を履行することができること、また、基礎調査等の必要がなく経費削減を図れることから、当該業者を特命とし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定により、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路維持課
件名	浦和駅西口広場施設管理業務
履行場所	さいたま市浦和区高砂1丁目地内
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	浦和商業開発株式会社
契約金額	14,058,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務を行う周辺施設は浦和駅西口再開発事業により整備された施設であり、周辺の民間施設と一元的な管理が浦和商業開発株式会社にて行われており、エレベーター等の監視モニターや通報装置がコルソビル内に設置されている。</p> <p>このことから、既設設備を管理している者以外に依頼した場合、監視モニターの使用に著しい支障を生じるおそれがあるので地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、浦和商業開発株式会社と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路維持課
件名	北与野駅デッキ外施設管理業務
履行場所	さいたま市中央区上落合1丁目地内外
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	与野都市開発株式会社
契約金額	12,947,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務を行う周辺施設はさいたま新都心整備事業により整備された施設であり、周辺の民間施設と一元的な管理を与野都市開発が行っており、エレベーター等の監視モニターがアルーサ防災センターに設置されている。このことから既設設備を管理している者以外に依頼した場合、監視モニターの使用に著しい支障を生じるおそれがあるので地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、与野都市開発株式会社と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路維持課
件名	さいたま新都心共同溝管理業務
履行場所	さいたま市中央区新都心地内外
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	株式会社さいたまアリーナ
契約金額	90,951,289円
随意契約によること とした理由	<p>本施設は、さいたま新都心整備事業により整備された施設であり、共同溝の監視システムがさいたまスーパーアリーナ防災センターに設置され、他の施設と一元的な管理体制が株式会社さいたまアリーナにて行われている。</p> <p>このことから、既設設備を管理している者以外に依頼した場合、監視システムの使用に著しい支障を生じるおそれがあるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社さいたまアリーナと随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	建設局南部建設事務所道路維持課
件名	浦和美園駅東口広場芝管理業務
履行場所	さいたま市緑区美園4丁目地内
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	公益財団法人埼玉県公園緑地協会
契約金額	5,170,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は浦和美園駅前の常緑芝の管理を行い、良好な状態を維持することを目的としている。</p> <p>その常緑芝について、平成16年度に実施された「駅前空間かおづくり検討会」とその後の管理者協議の中で埼玉スタジアム2002の芝と同等のクオリティで管理するために、埼玉スタジアム2002の芝を管理している公益財団法人埼玉県緑地協会に管理業務を委託することとなった。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>